

広島県告示第八百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
なかの薬局	尾道市瀬戸田町中野四〇二番地一	平成二五年六月三〇日
すずらん薬局大竹店	大竹市本町二丁目九番二二号	平成二五年六月三〇日
友安クリニック	東広島市西条御条町一番二五号	平成二五年五月三一日
西野歯科医院	廿日市市廿日市一丁目八番一八号	平成二五年七月一四日
局 (有) ホンマチ調剤薬	廿日市市本町七番三六号	平成二五年四月三〇日
スミダ薬局	安芸郡府中町桃山一丁目一三番二三号	平成二五年五月二九日